

資源ごみ集団回収のはじめ方・申請のしかたガイド

1. 集団回収を行う団体をつくり、内容を決めましょう。

- ① 市（町）内に住んでいる方たち（10人以上）で回収を行う団体をつくり、団体の名称や代表者を決めます。
- ② 団体のみなさんで回収する品目を決めます。新聞、雑誌、段ボール、紙パックなどの紙類、飲料用アルミ缶、飲料用スチール缶、びん、ペットボトル、布類の中から選びましょう。
- ③ 回収をお願いする事業者を決めましょう。
- ④ 回収の日時や手順・場所・詳細な分別方法など、打ち合わせをします。団体の実情にあった回収の方法を相談しましょう。事業者や品目によっては、実施団体が事業者に運搬をお願いする場合、事業者に運搬の車代などの手数料を支払う契約になるので、費用や支払方法など必ず確認をしましょう。

※紙袋、包装紙、ティッシュペーパーの箱やお菓子の箱などの再生利用可能な紙類も補助金の対象ですので、積極的に回収しましょう。補助金申請添付書類の資源ごみ品目別集計実績報告書には「雑がみ」として項目を増やすかまたは「雑誌」の項目で集計してください。

2. 市（町）に団体登録届出書を提出しましょう。

届出書及び添付書類に必要な事項を記入し、各市町ごみ担当課に提出することで、集団回収実施団体として市（町）を経由し、さしま環境管理事務組合に登録できます。届出書は年度ごとに提出が必要です。

提出書類

- ① 資源ごみ集団回収団体登録届出書
- ② 団体構成内訳書・計画書
- ③ 口座振込依頼書（今までに口座振込依頼書を提出したことのない団体、または現在登録してある口座振込依頼書の記載内容に変更がある場合）
- ④ 預貯金通帳のコピー（口座番号、口座名義人名の漢字等及びカタカナのわかる箇所）

3. いよいよ実施です。

集団回収は、なんといっても住民への PR が重要です。チラシや回覧板、掲示板などを使って資源回収の呼びかけの方法を考えましょう。

- ① 集めた資源ごみを売却します。(品目や市況によっては、有償で引き取ってもらえない可能性もあるので、計画書に記入した資源ごみの回収事業者事前に確認をしておきましょう。)

回収した資源の売却代金や処理手数料等の精算は、回収事業者と直接行ってください。

- ② 回収をしたあとは期限までに、資源ごみ集団回収補助金交付申請書、資源ごみ品目別集計実績報告書及び回収事業者から受け取った受領書原本(計量証明書等)をあわせて、市(町)の担当課に提出します。この申請書等の提出がないと補助金の支給ができません。必ず期限内に申請してください。

- ③ さしま環境管理事務組合から団体に補助金を支給します

回収量 1 キログラムにつき 5 円の補助金を、年 4 回、7 月(4~6 月回収分)、11 月(7~10 月回収分)、3 月(11 月~2 月回収分)、4 月(3 月回収分)に支給します。団体登録時に団体が指定した銀行口座に振り込みます。